

小型武器軍縮の発展の歴史： 小型武器行動計画の実施から見て

広島市立大学・広島平和研究所 准教授 福井 康人

1. はじめに

昨年の2018年6月18日から29日まで第3回小型武器¹行動計画履行検討会議が開催され、筆者は後半のみ NGO オブザーバーとして参加した。この会議は軍縮・不拡散分野の意思決定機関として定期的に行われる運用検討会議に類するもので、国連小型武器行動計画の履行状況を検討し、その結果を宣言として会議報告書に添付することが慣例化している。国連小型武器行動計画²は2001年初頭の準備委員会を経て、同年7月9日から同20日まで開催された第1回国連小型武器会議により採択された。当時、筆者は軍縮会議日本政府代表部の小型武器担当官であったが、同会議には日本代表団員として参加したこともあり、17年ぶりに出席した公式の国連小型武器軍縮の会議であった。特に初回の2001年会議では小型武器行動計画に合意できたのが翌土曜日早朝5時頃という、ほぼ徹夜のナイト・セッションになり、個人的には非常に思い出深い会議である。

小型武器行動計画については、I. 前文、II. あらゆ

る面で小型武器の不法取引を防止し、戦い、根絶すること、III. 実施、国際協力及び援助、IV. 国連小型武器会議のフォローアップの4部から構成されている。また、現実問題として合法的な武器の移転も想定されることから、あくまでもこの小型武器行動計画の対象は不法取引のみが対象とされており、この会議の開催マンデート決議等においても、必ず「不法取引 (illicit trafficking)」の表現が使用されている。最近も米国等で頻発する銃乱射事件や世界各地の紛争で銃殺された死体の映像を目にする度に、小型武器により年間50万人の犠牲者が生じると言われている中で³、小型武器が、目的にもよるものの、合法的であってさえ取引されているのが残念に思われる。しかしながら、現時点では小型武器の不法取引の防止が先ず取り組まれるべきものであり、これが今の小型武器軍縮の限界であることを我々は知らされる。もっとも、その中でも一定の要件を満たす武器の輸出を禁止するのが、2013年に合意される武器貿易条約⁴第7条であり、小型武器対策はこの行動計画を超えても進化しつつある。

しかしながら、現実問題として世界的な紛争地の

¹ 小型武器の名称については当初「小火器」としていたが、登誠一郎元軍縮代表部大使の赴任時ブリーフィングの際に、「消火器」を連想させて誤解を生みやすい上に、国内法令の前例「小型武器」に合わせるべしとの指摘もあり、2000年頃から外務省では小火器に代わり小型武器の名称を使い始めた。

² UN Doc. A/CONF.192/15, 9-20 July 2001, pp.1-23.

³ UN Doc. A/57/160, 2 July 2002, pp.1-70.

⁴ Arms Trade Treaty, 52 ILM 985 (adopted as UN Doc. A/RES/67/234B, 2 April 2013)

みならず平和な国家であっても、近年のテロ事件にはこの小型武器が使用されることが少なくない。こうした弊害については国連でも早くから指摘されており、当時のブトロス・ブトロス・ガリ (Boutros Boutros-Ghali) 事務総長は、「平和への追補 (L'agenda pour la paix) ⁵」において、(平和の強化のための) 紛争の予防外交、紛争のリスクのあるゾーンにおける平和の維持、戦争地域における平和の回復の3点を強調したが、その実現のためにはこの小型武器対策が不可欠である。このような問題意識から、小型武器についての複数回の政府専門家会合が開催され⁶、小型武器問題の議論が深化した。

その結果、小型武器軍縮への機運が高まり、国連総会決議 (A/54/54 V) ⁷ により、第1回国連小型武器決議が開催されることが決定した。本稿においては、このような国連を中心として、小型武器行動計画を巡って、当初の行動計画を策定した2001年の第1回国連小型武器会議に加えて、2006年、2012年、2018年と3回の小型武器行動計画履行検討会議が開催されており、次節ではこれらの会議を通じて小型武器問題の進展を明らかにしていく。

特に、この17年間の間に小型武器を巡っては新たな技術の進展も見られることから、特に第3回履行検討会議での議論を踏まえて武器貿易条約でも取り上げられている、新たな視点としてのSDGsとのリンク、更には新たな技術の問題として、後述する小型武器追跡国際文書にも密接に関連する刻印技術の問題、更には日本でも大学生が既に銃器を不法に製造して刑事問題になった3Dプリンター等について行動計画に付随する新たな問題として取り上げる。小型武器問題についての先行研究は市民団体が関連会合毎に多くの資料を発表しているが、日本で学術的に初期の小型武器問題の所在を取り上げたものとして佐藤丙午による小型武器問題とマイクロ軍縮:新しい国際規範の形成と国連の役割⁸が代表的な

ものとして挙げられる。他方で、最近の3Dプリンター問題を取り上げた先行研究としてはSIPRIが特にMTCRとの関係についても触れた3D printing and missile technology controls⁹があげられるが、ATTに小型武器軍縮の主戦場が移るようになって、意外に根強い支持を得ているのが履行検討会議プロセスである。

2. 小型武器行動計画履行検討会議の概要

(1) 第1回国連小型武器会議

この会議は2001年7月に4週間開催されたが、筆者がジュネーブに赴任した同年1月には既に準備委員会関連の動きがあり、準備委員長はモザンビーク出身のドスサントス (Dos Santos) 氏が既に内定しており、本人が忙しいのか当時は国連軍縮局も中々連絡が取れずに苦慮していた。準備委開催中もなかなか案文がまとまらなくてものんびりとしており、他方で日本はこれまで政府専門家会合の議長を務めて自他ともに「Mr. Small Arms」を標榜していた故堂ノ脇光朗大使を議長候補に擁立していたため、当時の上司であった登誠一郎軍縮代表部大使や佐野利夫公使を始め、東京もやきもきしていた記憶がある¹⁰。

他方で、ジュネーブではジュネーブ高等研究所のキース・クラウス (Keith Clause) 教授を始めとする研究者、スイス政府の支援も得て博士課程研究者を採用して高レベルの調査を行う小型武器サーベイ (Small arms Survey) を刊行している知的市民団体、宗教系のクエーカー教団関係者等が集まって、ジュネーブ・フォーラム研究会を開催してくれるので、ずいぶん助けられたのを覚えている。そのような次第で、着任してから半年で本番がやって来たが、ブラケット付きの行動計画案を手には慣れないニューヨークに1ヵ月出張した。これまで外務本省

⁵ Répertoire de la pratique du Conseil de sécurité, '29. Agenda pour la paix : diplomatie préventive, rétablissement de la paix, maintien de la paix', 1992, p.766.

⁶ UN Doc. A/52/298, 27 August 1997, pp.1-37.; UN Doc. A/54/258, 19 August 1999, pp.1-25.

⁷ UN Doc. A/54/54 V, 10 January 2000, pp.41-73. 同決議は日本が原提案国として提出したものである。

⁸ 佐藤丙午『小型武器問題とマイクロ軍縮:新しい国際規範の形成と国連の役割』2003年防衛研究所紀要、6(1)、70-94頁。

⁹ Kolja Brockmann and Dr. Sibylle Bauer, '3D printing and missile technology controls', SIPRI, 2017, pp.1-16.

¹⁰ 最終的にはNAM諸国に数で押し切られて、コロンビアの在ジュネーブ国際機関カミロ・レイエス (Camilo Reyes) 大使が議長に選出されたが、堂ノ脇大使にはこれまでの小型武器問題への貢献に敬意を表するため、特別な副議長として国連総会会場で開催されるハイレベル・セグメントの議事進行役が割り当てられた。

では包括的核実験禁止条約（CTBT）を担当していた関係で在ウィーン日本政府代表部とは頻繁に仕事をしてきたものの、国連日本政府代表部は全く環境も人間関係も異なるので、同じ代表部なのに仕事の違いに驚いたのを記憶している。もっとも行財政部や人権問題を扱う社会部等この代表部の体制が軍縮にも関連する事項を全て扱ういわゆる「ミニ本省」なので、困った時は色々助けて頂いたこともあり難かったことも覚えている。

第1週目の堂ノ脇大使が議長席で議事進行を務めたハイレベル・セグメントも無事に終わり、裏舞台での行動計画案の交渉も本格化し始めたものの、通常は日米同盟ということで表面的には友好的な米国代表団のポジションが異常に硬いのである。その理由は簡単で、有名なガン・ロビーである NRA (National Rifle Association) の存在であり、彼らが国連会議場内を闊歩して米国代表団が勝手に妥協しないように見張っているのである。筆者もナポリで開催されたガン・ロビー系会合にも参加したことがあるが、陽気な良い人たちであるものの、議論が銃規制、狩猟及びスポーツ・ハンティングに制限が掛からないように目を光らせており、米国代表団も当時の政権に選挙献金も大きいことから非常に遠慮がちであることが伺えた。

他にも採めた点は少なくないが、特に米国が当時譲れない (red line) としていたことは、①個人の銃の所有の制限されること、②銃の非国家主体への移転の禁止、③小型武器会議の定例化の3点であった。銃の所有の制限問題は米合州国憲法修正第2条¹¹の拡大解釈であると思われるものの、合州国憲法は個人の銃の所有が西部開拓時代から個人を守る神聖な権利であり、譲れないとする。2点目は、米国は伝統的にアメリカ大陸等の民主主義を支持してきた際には民主主義的な反政府団体に武器を供与すること

もあり得るのでこれも譲れないとする。第3点目は小型武器会議の定例化については不要であるとして、IV. 国連小型武器会議のフォローアップの文言に難色を示し、最後まで削除を求めた。夜中にワシントンに請訓した結果、2006年までに履行検討会議を開催するとともに、2年毎に中間会合を開催するというフォローアップは辛うじて妥協が成立して確保された。ちなみに、これは筆者の推測に過ぎないが、米国は最初の2点は絶対に譲れないとして拒否したがために、行動計画はコンセンサスで採択されたものの、米国だけが反対した2点が残った。これは、交渉戦略として最後はフォローアップの制度化について妥協しても、この2点だけは絶対に譲る気がなかったのではないかと思われる。もっとも、コロンビア出身のレイエス議長は遺憾の意を別途宣言の形で会議終了時に読み上げ、同文書は会議報告書にも添付されている¹²。

それ以外にも、小型武器の追跡についても加盟国の意見を聴取した上で、小型武器の国際小型武器追跡文書のフィージビリティ・スタディを進め、文書作成を目指すことも合意された。この問題については、スイス及びフランスが独自に有志国を募って、会議後にフランコ・スイス・イニシアティブを企画したが、参加国数を拡大したとたんに、時期尚早であるとか聞いていないとして多数国の反対に遭遇し、同イニシアティブは忽ち潰えた。

しかしながらその後、2001年には国連総会決議(56/24 V)¹³に基づきフィージビリティ・スタディが実施され(報告書は A/58/138¹⁴)、更に2003年には国連総会決議(A/RES/58/241)¹⁵に従い、オープンエンド作業部会が国際小型武器追跡文書交渉のために開催された。その結果、小型武器の定義¹⁶、どのような状態が不法かのみならず、具体的な追跡方法や国際協力や記録も保持を含めて規定された。これは小

¹¹ 合衆国憲法修正第2条原文には” A well regulated Militia, being necessary to the security of a free State, the right of the people to keep and bear Arms, shall not be infringed.” とあり、「正規に徴用された民兵は自由な国の安全に必要な場合は人民が兵器を保管し携行する権利は、これを遵守しなければならない。」とあるので、これを盾に米国は最近の判例 (McDonald v. Chicago (2010), District of Columbia v. Heller (2008) 等) を見ても、裁判所を含め個人の銃所有制限には極めて消極的である。

¹² UN Doc. A/CONF.192/15, July 2001, p.23.

¹³ UN Doc. A/RES/56/24 V, p.1; A/CONF.192/15), para. 24 参照。

¹⁴ UN Doc. A/58/138, 11 July 2003, pp.1-34.

¹⁵ UN Doc. A/RES/58/241, 9 January 2004, p.2, op. 9.

¹⁶ 小型武器の定義についてはまだ意見が完全に収斂していないくらいがあるものの、この定義(同文書パラ2)は小型武器政府専門家会合(A/52/298)の議論(特にパラ25から27等)をベースに検討されていることが伺われる。もっとも、その後作成されたATTにも定義がないことから、同文書の定義が解釈等では準用されているケースが最も多いのが実情である。

型武器行動計画を補完する文書として、小型武器会議の際には行動計画と同様に報告書の提出が求められており、今日においても特にインターポール等でも活用されている。

ちなみに、この国際小型武器追跡文書には国際組織犯罪防止条約¹⁷銃器議定書との補完性が謳われており、同議定はG7の警察当局からなる通称「リヨン・グループ」が中心となってウィーンで交渉されたこともあり、当時の軍縮関係者の中にはこのリヨン・グループが小型武器軍縮の成果を盗もうとしているとして警戒する向きもあった。もっとも銃器議定書の刻印問題での合意が遅れたこともあるが¹⁸、最終的には両者は協力せざるを得ない関係にあるものの、個々の文書の独立性に拘る国もあるようである。何れにせよ、近い将来日本が銃器議定書を批准した後は、日本に対して発効した後には法的拘束力を有するため、この国際小型武器追跡文書も特に刻印等について銃器議定書と整合性を確保する必要性が生じる。

(2) 第1回国連小型武器履行検討会議

最初の履行検討会議は報告書にもあるとおり、関係者が相当程度の努力をつぎ込んだにもかかわらず、2006年宣言を採択することが出来ず、議長は合意の出来なかった宣言案を作業文書に替えて、報告書に残している。同報告書によれば、2006年6月30日から7月7日まで最終文書の交渉を行ったものの、27日に提示された議長提案のノンペーパーは29日に作業文書になり¹⁹、引き続き議論が継続したものの、最終的にコンセンサスで合意できなかったことが報告書に記載された手続的報告書が、コンセンサス採択され国連総会に報告されている²⁰。この作業文書については、途中の各国からのコメントを原案に注書きして、7月3日までに各国から再度コメントを求めた上で、議論の収斂を図ろうとスリラン

カのプラサド・カリヤマサム (Prasad Kariyawasam) 議長は試みたようであるが、全く意見が集約されておらず、最終週の段階でこのような状況では合意は相当困難である。

このため2006年の会議は失敗に終わったため、Reaching Critical Willなども既にネット上に関連資料等の記録を残していない。このため、筆者の軍縮代表部での後任者が同会議を担当していたので失敗した理由を尋ねたところ、ずいぶん昔のことで記憶が怪しいとしつつも、そもそも当時の米国代表団長はネオコンのジョン・ボルトン (John Bolton) 大使だった由であり、筆者等もジュネーブ時代に生物兵器禁止条約検証議定交渉を特別委員会で24回こなして、統合テキストを最終的にまとめようとしていた段階で会議場に現れて、交渉の「卓袱台返し」をされた記憶があり、非常に強硬である。同人曰く、最終的に小型武器会議は本来開催すべきでないと言いつつ、行動計画には5年後に検討会議を開くこと、その間に中間会合を開催することは書かれているものの、5年ごとに開催するであるとか中間会合を今後もずっと続けていくとは書いていないと主張して、議論がストップした由である²¹。この点は行動計画を策定する2001年会議の際にもVI章のフォローアップの恒常化に否定的であったことと酷似している。このように、小型武器問題に関する限り、NRAの影響もあり、米国の対応は要注意であり、事前に十分な根回し協議が必要な国である。

(3) 第2回国連小型武器行動計画履行検討会議

2012年会議はこれまでの履行検討会議では唯一コンセンサスで2012年宣言を採択することが可能であったためか、1次文献のみならず、議長、代表団員、市民社会代表による回顧録も出版されており²²、比較的経過が辿り易い。通常、小型武器の会議は6月から7月中にかけて開催されることが多いも

¹⁷ UN Convention against Transnational Organized Crime, 2225 UNTS 209 (entered into force on 29 September 2003).

¹⁸ 国際組織犯罪防止条約銃器議定書8条は銃器の刻印について規定しており、例えば「(a) 銃器の製造時に製造者名、製造国若しくは製造地及び番号を記載する固有の刻印を押すこと又はこれに替えて全ての国による製造国の容易な特定を可能とする簡易な幾何学的記号(数字及び英数字の双方またはいずれか一方による符号の組合せ)を有する固有な使いやすい刻印を維持すること」と規定する。このような複雑な規定になった原因は、最後まで中国が刻印方法に難色を示したため、当時アドホック委員会議長であった阿部信泰ウィーン代表部大使が個別に訪中して説得した結果、漸く合意した。

¹⁹ UN Doc. A/CONF.192/2006/RC/WP.4 (A/CONF.192/2006/RC/CRP.7), 29 June 2006, pp. 1-63.

²⁰ UN Doc. A/CONF.192/2006/RC/9, 12 July 2006, pp.1-8.

²¹ 当時の軍縮代表部での交渉担当者であった南外務省領事局外国人課交渉官へのメールでの照会(2018年12月26日)

²² U. Joy Ogwu (Author, Editor), 'Anatomy of a Consensus', 2015, Ben Bosah Books, pp.1-242.

この、この会議は8月27日から9月7日と、9月のニューヨークは国連総会ハイレベル・セグメントの準備・開催時期であるため、避けられることが多いにもかかわらず、9月第1週に開催されている。いずれにせよ、前回（2006年）の小型武器行動計画履行検討会議が最終文書を採択できず、失敗に終わったこともあり、最終文書が採択されたことは高く評価されている。特に当時既に動いていたATT条約交渉にも影響を与えかねないこともあり（事実、同年に開催された外交会議の交渉は失敗し、翌2013年に再開会期を開催してもコンセンサス合意ができず、プランBとして最終的に表決が可能な国連総会で採択）、同会議が成功裏に終了したことは重要である。

もっとも、この1年前には通常のいわゆる中間会合ではなく、前年の5月にはオープンエンド小型武器政府専門家会合が開催されており、記録を見ると小型武器の追跡の関連で国際小型武器追跡文書と法的拘束力のある国際組織犯罪防止条約の銃器議定書との補完性をテーマとして議論が行われているも、その成果物は議長の責任で取りまとめた技術的サマリーとして取りまとめられており²³、いわゆるコンセンサス合意文書ではない。このことから両者を巡っては、依然として見解の乖離が見られることが推測されるが²⁴、会期中に刻印、記録の保持、国内実施体制、刻印における協力、地域協力、国際協力とキャパビルについて問題点の抽出が行われており、両文書は類似点も多いものの依然と解決すべき点も少なくないことが伺われるものの、2010年の中間会合以外では重要な準備プロセスのひとつである。

もっとも、コンセンサス採択された2012年宣言等の最終文書に対する批判がないわけでもなく、会議を傍聴していたNGOのみならず主要国代表団からも重要な論点が不十分な書き方になっているとする。即ち、附属1の行動計画の実施プランからも輸

出許可時の転用リスクが削除されているだけでなく、宣言文からもジェンダー問題（EU、ドイツ、メキシコ）、弾薬（コロンビア、グアテマラ、スイス、ECOWAS）、部品及び構成品（EU、ガーナ、グアテマラ、英国）、転用についての強力な表現（CARICOM、トリニダードトバゴ、英国）の欠如が指摘されている²⁵。更には、モニター及び実施の関連で、小型武器問題を解決する上で不可欠な行動計画の実施にかかるエヴィデンス・ベースのリサーチの必要性についても言及が不十分であるとの指摘もされている²⁶。

(4) 第3回国連小型武器行動計画履行検討会議

最後に2018年会議については、筆者も軍縮代表部から猪口邦子大使（現参議院議員）が議長を務める支援チームの日本代表団の一員として参加した2003年中間会合から数えて、15年ぶりの小型武器会議への参加であり、NGOオブザーバーとしての初めての小型武器会議への参加でもあった。もっとも、NGOセッションは第1週に予定されており、純粋な文言交渉の続く二週目に参加して、先ず目についたことはかつてと比べて会議参加者の規模が縮小していることだった。その分析には様々な見方があるが、当初の目的が小型武器のあらゆる側面での小型武器の不法取引の防止であったものが、その主たる目的や主要な部分が2013年に作成されたATTに吸収されたこともあり、通常兵器軍縮関係者の中にはそちらに流れたものも少なくないのが現実ではないかと思われる。

もっとも筆者は第2週のみ出席であるため、第2週に予定されている議事は政策討議中心のドラフト交渉になるので、参加しているNGOの多くは小型武器の廃絶を訴える運動系NGOであり、このようなNGOはNGOセッションの予定されている第1週にのみ出席しているのか、どの会合にも参加し

²³ UN Ambassador Jim McLay of New Zealand, 'Chair's Technical Summary of the Open-ended Meeting of Governmental Experts on the Implementation of the Programme of Action to Prevent, Combat and Eradicate the Illicit Trade in Small Arms and Light Weapons in All Its Aspects,' 13 May 2011, pp.1-13.

²⁴ 例えば、日本の場合であっても防衛省等で研究開発中の小型武器に刻印義務が課されると、製造者を含めて現場から反対意見が出てくる可能性が高いことが予見される。現時点で未批准の銃器議定書は最終的に国内担保法を通じて法的義務の履行が課されることもあり、国際小型武器追跡文書（ITI）以上にその実施を想定して慎重に検討される必要がある。

²⁵ Katherine Prizeman, 'Outcome document adopted by consensus, but lacking in ambition,' *Reaching Critical will (Small Arms Monitor)*, Vol. 5, No. 10, 10 September 2012, p.1.

²⁶ *ibid.*

ている一部の熱心な NGO 関係者以外は余り見かけなかった。他方で、その二ヵ月後に日本で第 4 回 ATT 締約国会議が開催されていたため、その時には類似する議論も見られる一方で、ATT はその実施も緒に就いたばかりであり、紆余曲折をたどりながらも、長い歴史を有する小型武器行動計画との比較も出来て、興味深いものであった。

第 2 点目に驚いたのは、2001 年頃に我々がジュネーブやニューヨークで行動計画案を議論していた頃には予見しえなかった問題が議論されていることであった。その一例が次節で述べる (1) SDGs とのリンケージ、(2) 新たな刻印技術の問題、(3) 3D プリンター問題等新たな小型武器製造技術の問題である。先ず、政策的に目新しいものを取り上げると、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: 略称 SDGs) との関連性を模索した上で、小型武器問題の解決に役立てるとともに、SDGs ゴールの達成も目指そうとするものである。日本政府もその推進にはコミットしており、2015 年 9 月の国連サミットで採択されて以来²⁷、全ての国連加盟国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成できるように設定された目標なので、日本でも民間部門も含めて大々的に取り組まれている。

第 3 点目に驚いたのは会議場が小さな場所になったとはいえ、小型武器問題に対する関心の高さを反映してか登録している NGO の数の多さである。確かに筆者の出張期間中に会議場で目にした NGO は少ないような印象を受けたが、会議文書で確認すると、準備委員会を合わせると、アフリカ、ラテンアメリカ等世界中からかなり多くの NGO が参加していたことがわかる。これは図らずも、小型武器問題が開発途上国を中心に依然と深刻な問題であることを物語っているとも取れる。かつてアフリカ勤務経験のあるフランス語研修の上司 (小川和也現アルジェリア駐箚大使) が、アフリカで軍縮というと核兵器不拡散条約を想起するのはエジプトやアルジェリア等ぐらいであり、その他の国にとっては軍縮と

言えば小型武器軍縮と言っても過言でないと遙か昔に話していたのを思い出したが、多くの開発途上国や特に国内紛争を抱えている国にとっては、小型武器問題は今も国民の日常生活にも大きな影響を与え続けている。

今回の第 3 回国連小型武器行動計画履行検討会議でも様々な点で議論がなされたが、準備委員会を経て事前に検討された宣言案を基に、淡々と議論が進行していた。特に準備委員会では事前に 2018 年 1 月の段階で、議長国フランスから手続事項及び 2018 年宣言案を念頭に置いて作成された要素のアウトラインの書簡が配布された²⁸。興味深いのは各国政府が入手するタイミングから、数日後には市民社会のネットワークでも配布されており、今日の情報伝達の迅速さには驚かされる。同書簡は、手続事項については定型の議題案とともに手続規則について、これまでの小型武器会議の手続規則を使用予定であることが確認されるとともに、ビューローのための各地域グループからの選出依頼、国別報告書の提出奨励等が通知されている。

また、実質事項については行動計画の構成に合わせて声明案に盛り込まれるべき要素が列挙されており、例えば、調整とシナジーのあり方が言及されているほか、これまでの国際協力に加えて、国連事務局、国際刑事警察機構 (INTERPOL)、世界税関機構 (WCO) を含めた国際機関の役割、対テロ条約及び国際組織犯罪防止条約及び銃器議定書、武器貿易条約とのシナジー等が取り上げられている。小型武器の転用については保管管理とセキュリティ強化、無許可での使用者対策、DDR (武装解除、兵員解除及び社会復帰)、SSR (公共部門改革)、武器禁輸等様々な措置の提案がなされている。その中でも、後述する SDGs のみならず、ジェンダー問題とも関連して、安保理決議第 (S/RES/1325 (2000))²⁹ と小型武器の老若男女や少年少女に与える影響についても取り上げられている。更に、国際小型武器追跡文書との関連では、小型武器の製造・技術・デザインの近年の発

²⁷ UN Doc. A/RES/70/1, 21 October 2015 (adopted by the General Assembly on 25 September 2015), pp.1-35.

持続可能な開発目標は、仙台、アジスアベバ等での事前会合を経て、9月25日から27日にニューヨーク国連本部で開催された国連持続開発可能性サミットで採択された。

²⁸ Ambassador Jean-Claude BRUNET, President-designate of the third Review Conference, 'Letter to member states,' 19 January 2018, pp.1-23.

²⁹ UN Doc. S/RES/1325 (2000), 31 October 2000, pp.1-4.

達やモジュラー型武器ポリマーフレーム³⁰、マイクロ・チップの利用等新たな技術の出現についても要素として取り上げられているものの、米国が強く反対している弾薬対策には揉める可能性があることが予見されていたのか、あえて含めなかった模様で言及されていない。

今回の会議の最後の段階になってから、弾薬を対象にするのは認められないとして投票を要求した米国は、先ず、どのような主張をしていたか確認しておく。米国は3月の準備委員会の段階では6項目の重要性を強調していた³¹。即ち、①実施が最優先されるべし、②より多くの国家が小型武器を刻印し追跡すべし、③不安定な保管は不法小型武器の主要な供給源になる、④国際協力が重要、⑤会合は回数でなく質が重要であるとしていた。ここから明らかに伺えるのは、小型武器関連会合が頻繁過ぎるとの不満である。具体例として、専門家が揃っていない国際組織犯罪防止条約銃器議定書作業部会を例に取り、全ての議題を広く取り上げて検討するよりも、特定の問題に絞り込んで専門家で議論を行ない、その結果を後刻広く締約国に紹介する方式がより効率的であるとして、小型武器履行検討会議の運営が総花的であり、同作業部会の作業方法を採用すべきとされていた。このように準備委員会段階では、自国の作業文書にも議長素案にも米国が激しく抵抗した弾薬等は触れられていなかった。

その後、準備委員会で宣言案が出来上がる段階で弾薬の規制も不可欠であるとして、宣言案に含まれるようになる。これを見ると5月18日に配布されたドラフト（いわゆる Draft 1）の段階で、パラ12に「通常兵器の過剰な弾薬の蓄積（the accumulation of conventional ammunition stockpiles in surplus）」の表現がある他、6頁のパラ1には「紛争か又は紛争後の政府・治安部隊が所有する小型武器弾薬をその如何なるライフサイクルにおいても備蓄実効的に管理

し、安全及びセキュリティに留意する（ensure the safety, security, and effective management of stockpiles of small arms and light weapons ammunition held by government armed and security forces, including in conflict and post-conflict situations, at all stages of the small arm/light weapon ammunition life cycle）」等の形で記載されていたが、この段階では大きな論争にはならなかった。

その後、最終日を迎えてテキストが第5版まで改訂されて³²、夕方近くなってから米国が弾薬は行動計画で扱うべきでなく別途の政府専門家会合で扱うべしと主張して、この2018年宣言案の採択に難色を示した。このため会議は中断され、米国代表団は自国席周辺で手続規則を真剣に見ながら議論を始めた。このような状況の時に米国の動きを正確に把握しているのは、綿密な申し入れをしているのか、意外にも離れたNGO席にいるNRA関係者であり、彼らも弾薬は受け入れられないとされていた。筆者は日本代表団席に行って情報交換をしながら、米国の周りやNAMの国々が集まっているところに様子を見に行ったりしたが、夜中近くまで様子は変わらずであったものの、ついに米国は投票を行うと某国代表団から耳にしたので、日本代表団席に行ってその情報を共有しつつ投票を待った。その結果、第1節パラ13及びパラ16、第2節パラ18、最後に全体についても投票に掛けられ、いずれも米国及びイスラエルが反対する結果となり、全体では形式的には投票にかけられたものの、事実上コンセンサス採択されたのと結果は同じになった³³。米国はワシントンに携帯電話で相談した結果、会場のNGO席最前列を陣取るNRA関係者の手前もあり、弾薬を含めることには反対とすることをよりはっきりさせるため、いわゆる投票に付して反対票を投じた上で報告書全体には外交的配慮から賛成し、これまで見られなかったスマートな形で明確な反対のメッセージを

³⁰ UN Doc. A/CONF.192/2018/PC/WP.1, 5 March 2018, pp.1-7.

³¹ UN Doc. A/CONF.192/2018/PC/WP.2, 19 March 2018, pp.1-3.

³² UN Doc. A/CONF.192/2018/RC/CRP.1/Rev.3, 29 June 2018, pp.1-21.

³³ 投票結果の詳細は以下のとおりであり、この結果から伺えるのは弾薬には米国イスラエルは明確に反対したが、棄権した国も30ヵ国近くあることから、SDGsゴールにも不満を有する国があり、弾薬についても30ヵ国弱の国が必ずしも積極的でないことが判明した（以下は、何れも、賛成—反対—棄権の票数）。

第1節パラ13：65－0－25

第1節パラ16：63－2－28

第2節パラ18：62－2－29

行動計画全体：98－0－0

送ったことになる。

3. 行動計画を巡る新たな問題

本節では、これまでの小型武器にかかる技術進展にかかる主要な動きにつき、(1) SDGs とのリンケージ、(2) 刻印技術、(3) 3D プリンター等の新たな問題を中心に述べるが、これらの中には ATT 締約国会議でも取り上げられたものもあり、特に小型武器を巡る両者の相互関連性が非常に興味深い。もっとも、刻印技術については小型武器の追跡国際文書との密接な関係もさることながら、更に国際組織犯罪防止条約の銃器議定書との関係もあり、日本でも早晚批准されることになるので、相互関係を見極めていくことは重要であるが、紙面の都合もあり今回はその刻印の論点のみ関連する言及に留めて置く。

(1) SDGs とのリンケージ

まず、SDGs ゴールとの関係であるが、小型武器とはゴール 16 (特にターゲット 16.4) が関連していると理解されており、こうした点が 2030 年を目指して履行される必要があるとされる。その観点から、先ずパラ 13 において、小型武器行動計画及び追跡国際文書の基本的な位置づけが明確にされている。即ち、2030 年までに武器の不法流通を劇的に削減するためには行動計画及び追跡国際文書の完全且つ実効的な実施が必要とされている。また、その前提として、平和と安全保障なくしては持続的開発の実現は不可能であり、他方、持続的開発の存在なくしては平和及び安全保障の実現は不可能であるとし、小型武器の不法取引の削減は、平和、司法、貧困削減、経済発展、健康、ジェンダーの平等、安全な都市とコミュニティの実現に不可欠であるとする。

また、国家レベルの行動計画実施の関連では、パラ 5 には刻印によりこれまでの進展状況を測る既存の情報を活用してそのような計画等の実施及び発展

のために、行動計画の実施を支援するための国家計画又は他の国家政策の発展及び実施を奨励し、適当な場合には市民社会や企業を含む SDGs ゴールのターゲット 16.4 のみならず、女性、軍縮、不拡散及び軍備管理との関連で適切なステークホルダーとの協力を進めることが謳われている。その上で、ターゲット 16.4 との関係については、パラ 68 で行動計画、追跡国際文書の実施との全てのシナジーを活用し、SDGs ゴールのターゲット 16.4 の達成についても一方で考慮するとして、当該国の SDGs 戦略の活用も含めた (パラ 69)、特に SDGs ゴールとの一体化した活用が推奨されており、これらの文書の目的からも妥当な結論であると思われる。

更にその実現のためには、パラ 70 は不法な小型武器行動計画及び政策についての報告、データの収集、実施及び計画について責任を有する当局間での調整が奨励され、そのなかには SDGs 関連の責任を有する当局も含まれるべきであるとする。続くパラ 71 は 2018 年宣言ではさらに細分化された作業についても具体的に推奨されており、指標 16.4.2. の基で実施される行動計画及び国際追跡文書の進捗については、報告のための行政的負担を最小限にするために、同指標の下での進捗に集中すべきであり、更にパラ 72 では行動計画、追跡国際文書、更にはターゲット 16.4 のデータ分析、報告及び分析について、グローバル、地域、小地域及び各国においても調整が強化されるべきであるとされる。筆者もこれらの指針に同意するものであるが、特に本件については会議場で議事を観察していると、SDGs は国連でハイレベルにてコンセンサス採択されたとは言え、16.4 以外にも関連しうるターゲットが存在するゆえに³⁴、各論では国により猜疑心が伺えるような発言も見られ、今後の SDGs 関連パラの着実な履行が期待される。

(2) 新たな刻印技術の問題

刻印については 2015 年に政府専門家会合が開催

³⁴ 福井康人、「第 4 回武器貿易条約 (ATT) 締約国会議と最近の ATT の実情」CISTEC ジャーナル、第 179 号 (2019 年 1 月号) 56 - 57 頁。

ATT 作業部会では、SDG とリンクする項目としては、ターゲット 16.1、ターゲット 16.4、ターゲット 16.A、ターゲット 17.2、ターゲット 17.3、ターゲット 17.4 の複数の目標が関連し得るとされた。

されたが、今回の会合でも取り上げられた。本節で取り上げるモジュラー・デザインやポリマー³⁵製銃器の問題は、行動計画が策定されたところには想定されなかった「新たな技術の問題」であり、3月の準備委員会にベルギーが提出した作業文書が特に刻印問題との関係で、その問題の所在を比較的良く取りまとめている。同文書が指摘している最近の傾向として、武器の構造がモジュラー・デザインの銃の出現であり、個々の部品に分解することが出来るので税関等の監視の目がすり抜けやすくなるとともに、状況に合わせて銃の改造も容易になってきているとする。また、材料についてはポリマー製銃の増加が見られるとする³⁶。ポリマーはこれを材料として強化することにより、3Dプリンター等と組み合わせることで、製造データをインターネットで国境を越えて送付して、容易に銃器を不法製造することが可能であり、新たな対策が必要とされている。

ベルギーの作業文書では、特に追跡の観点から検討された提言が含まれており、例えばモジュラー型小型武器については主要な部品又は構成品に刻印がされるべきであり、ポリマー製小型武器の場合は金属片を製造時に埋め込んで刻印を可能にすべきであるとしている。更には政府専門家会合を開催して具体的な追跡文書の附属書を作成して新たな状況に対応すべきであるとしている。もっとも、刻印技術については、第2回政府専門家会合でも下記(3)の3Dプリンター問題と併せて取り上げられており、最新の技術を駆使した刻印技術についても紹介されている。

特に下記(3)の3Dプリンターについてもそうであるが、この新たな技術との関連で2015年国連小型武器政府専門家会合では新たな刻印技術等についても取り上げられた。この会合では日本も作業文書を提出しており、刻印問題のみならず3Dプリンター問題、同分野の国際援助の紹介を行っている³⁷。同会合では、先ず問題の所在を明らかにした事務総長報

告書により問題提起がなされた³⁸。その結果、最近の小型武器の製造・技術・デザインの傾向として、新たな材料の使用、デザインにおける新たなコンセプト、特に新たな3Dプリンターと言った武器製造の新たな方法について上げられている。更に、武器の刻印、記録の保管及び追跡にかかる技術応用の最近の進展について敷衍されており、例えば刻印技術については、レーザー技術、記録の保管にも有益なマイクロ・スタンプ、備蓄・保管技術のための技術として、バーコード、無線周波数による特定、バイオメトリックスが例示されている。

例えば、レーザーにより表面を燃焼させて酸化させる技術はポリマー材質であっても可能であり、細密なレーザー光で刻印を行うため、小さな部品であっても刻印が可能である。もっとも製造業者によっては、より多くの多様な情報が書き込めるように金属片を埋め込む方法を好む業者もいるようである。マイクロ・スタンプ技術は目で識別が困難なほど微細なピンにより刻印を行うものであるが、どこに刻印されているか製造者等関係者以外は発見が困難であるため、第三者に抹消されにくいとの利点がある等の代表的刻印技術についての利点が紹介されている。バーコードやICチップ方式は我々の日常でも流通産業でも頻繁に使われていることから、広く知られているが、マイクロ・チップを埋め込むことにより非接触型フェリカ・チップICカード定期のように個々の識別や管理も可能となるので、このようなものについても議論が深められたようである。

こうした結果を踏まえて、今回の履行検討会議ではどのように取り上げられたであろうか。先ず冒頭パラ19で小型武器の最近の製造技術及びデザイン、モジュラー化された最近の発展、新たな材料が小型武器行動計画及び国際追跡文書の実施に影響していると認識しており、このような新たな挑戦に対応しつつ、利用可能な可能性を活用し、不必要な制限の内容に留意しつつ、適当な場合には適当な技術と機

³⁵ ポリマーとは、同種の小さい分子(モノマー)が互いに多数結合し、それに相当する構造単位の繰返しによって構成される分子、またはそれからなる物質をポリマー(重合体)という。モノマー二つの重合体を二量体、三つの重合体を三量体という。構造単位の繰返しが多いものが高重合体であり、このことから高分子物質のことを一般にポリマーと呼ぶ(重合、高分子化合物)と呼ぶ(ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典より)。

³⁶ UN Doc. A/CONF.192/2018/PC/WP.1, 5 March 2018, p.3.

³⁷ UN Programme of Action to Prevent, Combat and Eradicate the illicit Trade in Small Arms and Light Weapons in All Its Aspects (PoA) Second Meeting of Government Experts (MGE2), Working paper by Japan, April 2015, pp.1-4.

³⁸ UN Doc. A/CONF.192/BMS/2014/1A/CONF.192/BMS/2014/1, 6 May 2014, pp.1-12.

器を含めた持続的なキャパビリティ措置に手段の移転を含めて問題解決にあたるとの問題意識が示されており、この点については3Dプリンターと共通している。

更に具体的に、例えば、パラ52から58にかけて内容が具体化されており、パラ52は小型武器の製造、技術、及びデザイン及び新たな形態の不法取引にも拘らず、行動計画の完全且つ実効的な行動計画の実施を確保するため、そのような実施におけるプレゼンの機会を活用し、それには小型武器において、武器への刻印、保有武器の管理、セキュリティを含めるものとする。更にパラ53は刻印、記録の保管、追跡及び安全で確実な保管を改善することを目的にして技術の発展のために、民間部門及び産業との連携を強化することをすることも検討するとしている。

また、行動計画及び国際追跡文書の実施においては、パラ54は小型武器製造技術及びデザインの最近の発展を勘案して、付加的な製造を含め、犯罪者及びテロリストを含め、許可されない受領者が利用することを防止するために法執行機関間の協力を強化し、更にパラ55はこのような技術が活用しうる一方で、小型武器の製造及び販売に際しての最近の一部の技術的発展がありうるリスクを伴うことについての啓蒙のイニシアティブを奨励することについて言及しており、2018年宣言は刻印について、このような各国で取りうる措置にまで言及しており、今後の具体的な国内施策にいかにかつ落とすかが日本においても課題となっている。もっとも、日本は世界でもまれに見る治安の良い国ではあるも、それでも最近では国外からの組織犯罪集団による刑事事件も発生しており、2020年東京オリンピックに向けての警備の観点からも、具体的な成果が求められている。

(3) 3Dプリンター等新たな小型武器製造技術の問題

これは上記のポリマー製小型武器の問題とも関連するが、最近日本でもインターネットで入手したデータを使用し、市販の3Dプリンターにより自宅で製造していたため、別途行っていた爆発物製造に

加えて、銃刀法及び武器等製造法違反により名古屋で大学生が検挙されている事件が実際に起きている³⁹。特に3Dプリンターの関係の関係で重要特許が2014年2月で切れることから、より精度の高い先進的な造形方式であり、粉末状の材料にレーザー光線を高出力で照射して焼き固める造形方式を使用する「レーザー焼結法」であるSLS法(Selective Laser Sintering)の3Dプリンターが市場に広く出回ることが予測されている⁴⁰。このため、3Dプリンター対策が喫緊の課題となっている。

日本において武器等製造法第3条は「武器の製造(改造及び修理を含む。以下同じ。)の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする武器の種類を定めて、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」として、同法第上の定める武器の製造を許可制にしており、無許可にて3Dプリンターで製造に着手した段階で法令違反となる。更には、銃砲刀剣類所持等取締法第3条により、日本では銃砲又は刀剣類の所持を原則禁止しており、同法の定める条件を満たさない場合は直ちに同法にも違反することになる。このため現時点では日本国内で問題となった3Dプリンター問題は現行法の範囲内で対処可能であると思われるものの、外為法等と併せて、小型武器自体のみならず国外への関連データの輸出入の規制をはじめ、現行の国内法令で規制が可能であるか確認する必要がある。

この問題は今次会議でも取り上げられたが、国連加盟国の中には3Dプリンターが民生利用にもっぱら使用されることもあり、民生利用に制限がかかることを危惧した国があるため最終的に採択された2018年宣言からは3Dプリンターの表現は削除された。即ち、小型武器の技術及び製造デザインの近年の発展の追跡国際文書への影響については、パラ22により具体的措置が明らかにされている。上述のとおり、パラ22は刻印、記録の保存及び追跡のための新たな技術の適切な使用が奨励され、適切などころでは、国際追跡文書の実施の強化を図り、続くパラ23は小型武器がその製造に使用された材料にかかわらず、国際追跡文書パラ7に厳格に従い、刻印さ

³⁹ 1月12日付け日本経済新聞電子版「元大学生を家裁に追送致 3D銃と覚醒剤製造の疑い」

⁴⁰ <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO37532700Y8A101C1CN8000/> (as of 12 January 2019)

⁴⁰ 3D CAD DATA 「2014年2月の重要特許期限切れで3Dプリンターが爆発的に拡大！」 at <http://www.3d-caddata.com/news/selective-laser-sintering> (as of 13 January 2018)

れることが継続されるものとされる。

更に、新たな小型武器製造方法によりモジュラー型兵器も製造される可能性があるので、パラ 24 は、国際追跡文書のサブパラ 8 (a) に規定されるように、当該国の法制度に従い、モジュラー型兵器のフレームやレシーバーと言った重要な又は構造的な部品に唯一の刻印を施すとともに、このような本質的又は構造的に重要な部品に唯一の刻印を利用するモジュラー型兵器の特定するために刻印記録制度を確立し且つ維持するものとしている。更に、パラ 25 は、小型武器の追跡のための各国での経験に関連する情報交換を含め、小型武器の製造、技術、デザインについての近年の発展によりもたらされた課題に対応するとともに、その機会を活用することにより、国家間、民間部門、産業界との協力を強化することを提唱する。続くパラ 26 では、近年の小型武器の製造、技術、デザインの発展に照らし不法な小型武器の特定、追跡、記録のための持続的な能力構築を行うために、可能な国は要請国と協力して、法執行機関職員及び利害関係者のための訓練を通じて協力を進めることが明記された。

以上、3D プリンター等新たな小型武器製造技術の問題について述べたが、特に不法な小型武器の実効的な追跡を可能にするためには、上記からも技術的対応のみならず、能力構築を含めた国際協力が不可欠であることが明らかであり、特に 3D プリンターにより使用可能な銃器製造データがインターネット上に流出しており、第 3 国でも無許可で銃器製造が可能になってしまったのが実情である。このため、インターネットを介しての実効的な小型武器の不法製造取り締まりのためには、サイバー関連技術にも理解のある法執行機関職員の養成が急務であるとされる。科学技術の進歩はこの小型武器の世界にも大きく影響し、それが特に刻印と追跡のみならず、不法製造防止まで幅広く対策が必要とされてきたこと

が明らかとなり、産業界等の協力も得つつ対処する必要がある。また、ATT が小型武器を対象とするためこうした行動計画に基づく対策が不十分な場合は ATT の各国での実施にも影響しかねない。

4. 結びに代えて

以上、国連小型武器行動計画履行検討会を概観するとともに、関連する新たな技術等の動向について述べたが、当初の 2001 年会議が日本の小型武器決議に与えた影響について、本稿を総括する今後の課題について述べる前に簡潔に述べておきたい。日本は小型武器決議を 1995 年に始めて提出して以来、これまで 1 年も欠かさずに連続して提出している。ひとつだけ留意しておきたいのは、2000 年までの決議⁴¹とその後の決議⁴²には微妙な差異がある。当初は Japan Item として日本単独で「小型武器 (Small Arms)」決議を起案して国連総会第一委員会に提出していた。しかしながら、2001 年に第 1 回国連小型武器会議が成功裏に終了してからは、NAM 諸国からも同会議議長国コロンビア及び NAM コーディネーターをしていた南アフリカからもアプローチがあり、3 カ国で協議の結果、原共同提案国として、「あらゆる側面における小型武器非合法取引 (the illicit trade in small arms and light weapons in all its aspects)」決議を提出するようになった。その結果、ほぼ毎年安定してコンセンサス採択されるようになった。特にその意義は NAM 諸国とは核軍縮等では日本と対立することが少なくない中での貴重な共通基盤となり、その調整過程は NAM 主要国との対話の場を提供するものであり、日本の軍縮不拡散外交に新たな側面を提供している。

ではそのような小型武器決議の現状を踏まえて、今後の小型武器軍縮を進めていく上でいかなる課題

⁴¹ UN Doc. A/RES/50/70 B ; UN Doc. A/RES/52/38 J ; UN Doc. A/RES 53/77 E; UN Doc. A/RES/54/54 V ;

日本は原提案国として上記の小型武器 (Small Arms) 決議をそれぞれ 1995 年、1997 年、1998 年、2000 年に国連総会に提出している。

⁴² UN Doc. A/RES/55/33 Q; UN Doc. A/RES/ 56/24 V; UN Doc. A/RES/57/72; UN Doc. A/RES/58 /241 ;UN Doc. A/RES/59/86; UN Doc. A/RES/60/81;UN Doc. A/RES/61/66, UN doc. A/RES/62/47 ; UN Doc. A/RES/63/72 ; UN Doc. A RES/64/50 ; UN Doc. A RES/65/64 ; UN Doc. A RES/66/47 ; UN Doc. A RES/67/58 ; UN Doc. A RES/64/50 ; UN Doc. A RES/68/48 ; UN Doc. A RES/69/51 ; UN Doc. A RES/70/49 ; UN Doc. A RES/71/48 ; UN Doc. A RES/64/50 ; UN Doc. A RES/72/57 ;

2001 年以降も日本・コロンビア及び南アフリカの 3 カ国により輪番でコーディネーターを努めて、上記の決議が提案されている。

を克服する必要があるか。筆者は今回の小型武器行動計画履行検討会議の結果を踏まえ、以下の4点を克服する必要があると考えている。即ち、SDGsゴール等開発系の動きとの更なる連携強化、今回米国が投票に掛けて反対した弾薬の扱い、特にATTが採択されてから落ち込み傾向にあるモメンタムの確保、更には追跡国際文書との関係では銃器議定書との協働の確保の4点が喫緊の課題であると考えている。

第1点目のSDGsゴール等開発系の動きとの更なる連携強化については、ATT締約国会議においてもゴール16との関連で議論されたものの、ATT決議前文パラ10で棄権が出たことから明らかなように本件は残念ながら全体的な支持を受けているわけではないとの問題点がある。参考事例として安保理決議第1325号（女性と平和・安全保障の問題を明確に関連づけた初の安保理決議）に関連するパラ等を見てみると、これも第一委員会では分割投票に掛けられて前文パラ10には26の棄権票があり、内容はジェンダー・ベースの暴力や児童に対する暴力についての重大な行為にかかる条項の完全な実施をATTが謳うこともある。しかしながら、反対している国の多くは女性や児童の人権擁護の成績が良くない国であることから、軍縮の観点というよりも明らかに主に人権上の懸念から棄権したものと思われる。

このように軍縮以外の要素を含む決議は、意外なところで足を滑らせる可能性があるので要注意である。ではこのゴール16は「平和で包摂的な社会の促進をめざす」ものであり、小型武器問題と関連のあるものは、そのなかでもターゲット16.4であり、「2030年までに不法な資金及び武器の流通を大きく削減し、窃取された資産を回復させ、あらゆる形態の組織犯罪と戦う。」とし、その内容から小型武器問題に密接に関係があると言える。不法な資金の流れの削減については、国際組織犯罪防止条約及びFATF勧告と密接な関係がある。資産回復も日本の現行法上は困難な論点があるものの、前者の資産凍結や不法収益の没収、更には組織犯罪との戦い等不法な武器の流れも含め基本的には締結済みの国際組織犯罪防止条約でカバーされるものであるが、小型武器問題とも関係していると言える。もっとも他のターゲットを見ると法の支配や人権条約等に絡むも

もある。上記ターゲットに限定しても実施が容易でないものも含まれており、関連分野と協力して対処する必要がある。

第2点目の弾薬の問題であるが、今回会議の最終段階で強行に米国が反対したのみならず、第一委員会でもこの点についても分割投票が要求され、しかも30票近い棄権が記録されている。弾薬については、小型武器問題を進展させて作成されたATT第3条の規定に従い、「前条1の規定の対象となる通常兵器により発射され、打ち上げられ、又は投射される弾薬類の輸出を規制するための国内的な輸出制度を確立し、(以下略)」と定められ、規制の対象となることが合意されているので、ATTを根拠に小型武器の弾薬についてもその対象となることで反対国若しくは消極的な国に対して先ずは説得すべきであり、重火器になればなるほど、弾薬の安易な管理は危険な結果をもたらしかねないものである。

その一方で、銃器の弾薬となると破壊力は小さくなくても、今度は員数管理が容易でなくなるという現実的な問題点があり、ましてや前線での現実の戦闘に使用される状況下では軍事作戦の結果、実際の管理が行き届かなくなる可能性が高くなることは避けられない。このため、米国が主張していたように弾薬の扱いを巡り、国連加盟国の同意を得て適当な段階で弾薬にかかる透明性を確保するためにも、政府専門家会合を開催して更なる理解をうるようにしたり、同士国主催でセミナーを開催したりすることにより、より安全に弾薬を管理する方法を模索することも重要である。

第3点目のATTが採択されてから落ち込み傾向にあるモメンタムの確保についてであるが、小型武器行動計画の強みの一つはソフト・ローとしての柔軟性である。法的拘束力のあるATTや銃器議定書は、条約であるがゆえに批准が必要であるなど、内容を変更する場合にも改正規定に則り改正が行われる必要がある。しかしながら、小型武器を巡る新たな技術の問題を例にとっても、行動計画の柔軟な解釈により、既存の行動計画を改正せずに声明文に盛り込むことにより、対応が可能である。また、将来真に行動計画の改正が必要となった場合でも、行動計画の改正は会議での決定のみでの修正で対応が可能であり、条約改正と比して、はるかに容易である。これは行動計画方式でなければこのような対応は困

難であり、新たな技術の問題も CCW 等と異なり、3D プリンターの話も、反対する国があったので直接明示する表現自体は変更されたものの、短期間の準備委員会と 2 週間の履行検討会議で同問題解決の決着しているのはソフト・ローならではの行動計画の強みである。こうした柔軟な対応可能性を材料として訴え、行動計画の利便性を強調してモメンタムを維持することが重要である。

また、追跡国際文書との関係では銃器議定書との協働の確保も重要である。日本においても、2017 年 6 月に国内担保法の欠如から長らく批准できなかった国際組織犯罪防止条約並びに人身取引議定書及び密入国議定書を批准することが出来たため、残るは銃器議定書の批准のみとなっている。日本は現在も行動計画のフォローアップとして作成された追跡国際文書に従い、国連等に協力しているが、早晚銃器議定書が批准され、日本に対して効力を発すると銃器議定書にも合わせた対応が必要になってくる。このため、特に追跡国際文書の経験を踏まえて、銃器議定書の規定に合わせた国内体制を確立する必要がある。その国内担保法の一つとなる銃刀法は改正回数が多い法律であるが、2020 年のオリンピック開催の警備強化の必要性も考慮しつつ、武器等製造法等関連する法律の改正が必要かも含めて担保漏れが生じないように留意する必要がある、このようなことを通じて銃器議定書との協働も確保される必要もある。

【本稿は科研費「国際安全保障に対する科学技術イノベーションの影響：プロセスと規定要因の解明」課題番号（17H02494）の研究成果の一部である】